

議案第51号

北上市一般職の職員等の旅費条例の一部を改正する条例

北上市一般職の職員等の旅費条例（平成3年北上市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員が市外に出張し、又は市外より赴任した場合には、その職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員が出張又は赴任のため旅行中に死亡した場合には、その職員の遺族に対しその職員が受くべき旅費を支給する。</p> <p>3 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が、その死亡の日の翌日から3ヶ月以内にその居住地を出発して、生活の根拠地となるべき地への旅行（以下「帰住」という。）をしたときは、当該遺族に対して旅費を支給する。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第2条 職員が市外に出張し、又は市外から赴任（新たに採用された職員がその採用に伴い住所又は居所の移転をする場合にあっては、市の要請により職員となった者その他市長が特に必要と認める者の移転に限る。以下同じ。）をした場合には、その職員に対し旅費を支給する。</p> <p>2 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族に対して旅費を支給する。</p> <p>3 勤続2年以上の職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が、その死亡の日の翌日から3箇月以内にその居住地を出発して、生活の根拠地となるべき地への旅行をしたときは、当該遺族に対して旅費を支給する。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 前4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に任命権者、旅行を依頼した者若しくはこれらの者の委任を受けた者の発する旅行命令若しくは旅行依頼を</p>

5 [略]

(旅費の種類)

第3条 [略]

2 鉄道賃、船賃及び航空賃は、 路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について路程に応じ、
1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

4 [略]

取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった金額で、別に規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項から第4項までの規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、別に規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 [略]

(旅費の種類)

第3条 [略]

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、 路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、 路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、職員が公務上特に必要と認められた航空旅行について、 路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ
1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

6 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 第1項に掲げる旅費に代え月額旅費又は日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他のやむない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(証人等の旅費)

第5条 第2条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、別に定める場合を除くほか、その都度この条例の定める範囲内において、市長が定める旅費とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)・(2) [略]

(3) 第1号に規定する線路で特別車両料金を徴する客車を運

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給することができる。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

(証人等の旅費)

第5条 第2条第4項又は第7項の規定により支給する旅費は、法令に特別の定めがある場合を除くほか、その都度この条例の定める範囲内において、市長が定める旅費とする。

(鉄道賃)

第6条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1)・(2) [略]

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の

行するものによる旅行の場合には、前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) [略]

2～4 [略]

(船賃)

第7条 船賃は、水路旅行について、路程に応じ支給するものとし、その額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1)～(5) [略]

(航空賃)

第8条 職員が公務の必要上特に航空路により旅行を命ぜられた場合に限り、現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第9条 車賃の額は、その職員の職務に応じ別表第1の定額による。ただし、バス等定期車便による旅行に命ぜられた場合又は公務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第10条 日当の額は、その職員の職務に応じ別表第1の定額による。ただし、花巻市、奥州市、西和賀町及び金ヶ崎町の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他

場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) [略]

2～4 [略]

(船賃)

第7条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。

(1)～(5) [略]

(航空賃)

第8条 航空賃の額は、実際に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第9条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、バス等定期車便による旅行に命ぜられた場合又は公務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

(日当及び宿泊料)

第10条 日当の額は、別表第1の定額による。ただし、盛岡市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、滝沢市、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町及び平泉町の旅行の場合における日

やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、定額の2分の1に相当する額とする。

2 宿泊料の額は、その職員の職務と宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

(移転料)

第11条 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について支給するものとし、その額は、次の各号に規定する額による。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(着後手当)

第12条 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給するものとし、その額は、別表第1の県外日当額の5日分及び県外宿泊料の5夜分の合計額に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第12条の2 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給するものとし、その額は、次の各号に規定する額による。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(月額旅費及び日額旅費)

第14条 第3条第9項の規定により支給する月額旅費及び日額

当は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合における出発日の翌日以降の日当を除き、支給しない。

2 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

(移転料)

第11条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(着後手当)

第12条 着後手当の額は、別表第1の県外日当定額の5日分及び県外宿泊料定額の5夜分の合計額に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第12条の2 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(日額旅費)

第14条 第3条第11項の規定により日額旅費を支給する旅行並

旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、市長が別に定める。

附 則

1・2 [略]

3 第10条第1項の規定にかかわらず、県内日当は、当分の間、支給しない。ただし、宿泊を伴う場合の出発日の翌日以降の日当については、この限りでない。

びに日額旅費の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ、第3条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

附 則

1・2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市一般職の職員等の旅費条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

県内旅行の一部に係る日当を支給しようとするほか、所要の改正をしようとするものである。